

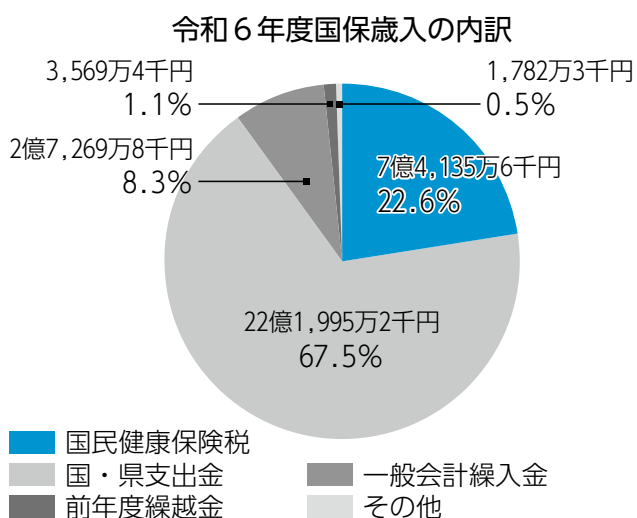
# みんなで支え愛♡国民健康保険制度



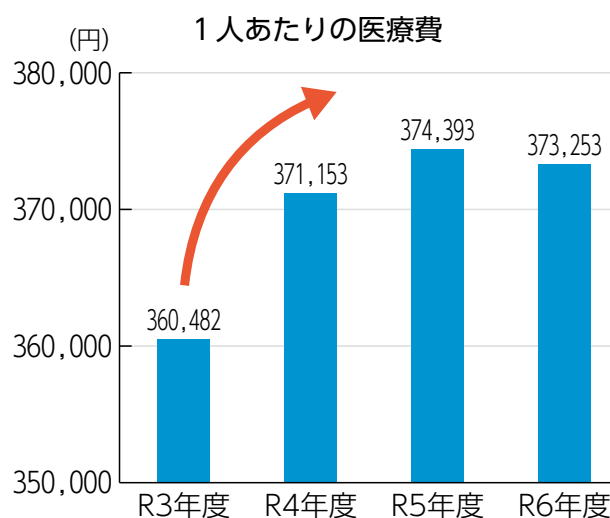
▲詳細

国民健康保険は、会社を退職した方や自営業の方など、会社や組合などの公的医療保険に加入していない方が加入する保険制度で、都道府県と市区町村が運営をしています。病気やけがをしたとき、安心して医療が受けられるよう、必要な保険給付を行うほか、被保険者の方の健康増進のための保健事業などを行います。

■国民健康保険は、皆さんに納めていただく国民健康保険税や、国・県の支出金、町の一般会計からの繰入金などを財源として運営しています



■高齢化や診療報酬改定などにより、1人あたりの医療費は増加傾向にあります



## ■国民健康保険に加入する皆さんへのお願い

### 特定健診などの受診



1年に1回は特定健診を受診し、生活習慣病の早期発見や早期治療を心がけましょう。

### お薬手帳の活用



受診するときにはお薬手帳を持参しましょう。薬の重複や複数の薬を服用することによる副作用を防ぐことにつながります。

### 重複受診を避ける



同時期に同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診を控えましょう。

## ■国民健康保険税は期限内の納付を！

国民健康保険税を納付しないと、医療費の限度額適用が受けられず、医療機関で10割の支払いが必要となるなど、給付が制限される場合があります。

納め忘れがないよう、口座振替での納付をおすすめします。

☎ 福祉保険課 989-5513



## 国民健康保険税について

令和8年度の国民健康保険税は、これまでの医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分に加え、子ども・子育て支援金分を含めた4つの区分ごとに、世帯の所得や加入状況に応じて税額を決定し、7月中旬に世帯主（納税義務者）に納税通知書を送付します。保険制度の健全な運営のため、期限内の納付にご理解とご協力をお願いします。

### 〈令和8年度税率〉

令和8年度 国民健康保険税額	医療保険分	後期高齢者 支援金分	介護保険分 (40～64歳の方のみ)	子ども・子育て 支援金分
所得割（加入者の 合計所得に対して）	7.2% (7.0%)	2.4% (2.1%)	2.3% (2.0%)	0.35%
均等割 (加入者1人あたり)	25,000円 (23,700円)	9,300円 (7,900円)	15,400円 (14,800円)	1,700円*
平等割 (1世帯あたり)	23,000円	7,400円		
賦課限度額 (上限額)	66万円 (65万円)	26万円 (24万円)	17万円	2万円

赤字は変更、青字は新設箇所。( )は前年度の値です。

※子ども（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である方。高校生年代）については、均等割額が全額軽減され、18歳以上被保険者に100円加算されます。

### ■軽減判定所得の基準（減額制度）

令和7年中の世帯の合計所得金額が基準以下の場合、均等割と平等割額を減額する制度があります。令和7年中の所得がなかった方が軽減を受けるためには、住民税の申告が必要になりますので必ず申告してください。詳細はホームページをご確認ください。



▲詳細

### ■子ども・子育て支援金徴収の開始

令和8年度から、すべての医療保険の医療保険料と併せて「子ども・子育て支援金」の徴収が始まります。

「子ども・子育て支援金制度」は、将来社会を支える担い手となる子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みとして、全世代の医療保険から支援金を拠出し、児童手当の拡充などの事業に充てる制度です。

国民健康保険税の算定は、これまでの医療保険分、後期高齢者支援金分、介護保険分に加え、新たに「子ども・子育て支援金分」を賦課し、徴収することとなります。

制度の詳細や支援金額の推計については、こども家庭庁ホームページをご確認ください。



▲こども  
家庭庁

☎税務課 989-5506

# 国民健康保険・後期高齢者医療制度に 加入している皆さんへ



▲詳細

## ■ 8月1日から有効の「資格情報のお知らせ」「資格確認書」を交付します

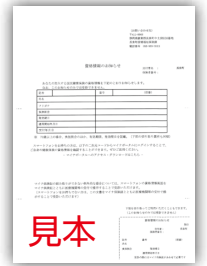
### 「資格情報のお知らせ」が届く方

時 7月中旬

対 マイナ保険証をお持ちで84歳以下の方

(すでに資格情報のお知らせを交付されている70歳未満の国保加入者の方を除く)

※資格情報のお知らせは、健康保険の資格内容を確認していただくために交付するものです。受診する時は、必ずマイナ保険証(健康保険証利用登録をしたマイナンバーカード)をお持ちください。



見本

### 「資格確認書」が届く方

時 7月中旬

対 ・マイナ保険証をお持ちでない方

- ・85歳以上の方
- ・介護や障害を理由に資格確認書の交付申請を行った方

※令和8年7月まで、後期高齢者医療制度に加入されている方にはマイナ保険証の有無に関わらず資格確認書が交付されていましたが、8月からは、85歳以上の方に限り、全員に資格確認書が交付されます。



見本



見本

## ■ 高額な医療費負担が見込まれる方へ

医療費の自己負担が高額になったとき、1カ月の自己負担限度額(所得区分等により異なります)を超えた分は「高額療養費」として支給されますが、マイナ保険証を使用することで、医療機関の窓口での支払いが自己負担限度額までとなります。

マイナ保険証をお持ちでない方など、「資格確認書」を使用して医療機関を受診している方は、福祉保険課の窓口で次の申請を行うことで、窓口での支払いが自己負担限度額までとなる場合があります。

### 申請について

所 福祉保険課

持 資格確認書、資格情報のお知らせのいずれか、認め印(世帯主が申請する場合は不要)、マイナンバーの分かるもの、申請者の身分証(免許証など)



医療制度	申請が必要な方	発行されるもの
①国民健康保険	<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳未満の方</li> <li>・70歳以上で「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の所得区分に該当する2割負担の方</li> <li>・70歳以上で「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」の所得区分に該当する3割負担の方</li> </ul>	限度額適用認定証
②後期高齢者医療制度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「低所得者Ⅰ・Ⅱ」の所得区分に該当する1割負担の方</li> <li>・「現役並み所得者Ⅰ・Ⅱ」の所得区分に該当する3割負担の方</li> </ul>	資格確認書(任意事項併記)

※マイナ保険証をお使いの方でも、「低所得Ⅱ」で長期入院(入院日数が過去12カ月で90日以上の方)に該当する場合は申請することで入院時の食事代がさらに減額になります。

※上記の表および長期入院に該当しない方は申請不要です。

※所得区分が不明の方は、お問い合わせください。

※国民健康保険税または後期高齢者医療保険料を滞納している方は、限度額適用認定証または資格確認書(任意事項併記)が交付できない場合があります。



▲①詳細



▲②詳細

福祉保険課 989-5513